

最大
112万円
給付

調理師・パティシエを目指す社会人の方へ

専門実践教育訓練給付金のご案内



教育訓練給付金とは

教育訓練受講に支払った費用の一部を支給することにより、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする雇用保険の給付制度です。

支給対象となる方

- ①雇用保険の被保険者(在職者)・・・受講開始日に、支給要件期間が3年以上ある方
 - ②雇用保険の被保険者であった方(離職者)・・・離職日の翌日から受講開始日までが1年以内であり、かつ支給要件期間が3年以上ある方。
- その他、詳しくは住居所を管轄するハローワークにお問い合わせ下さい。

支給額

	パティシエ学科	調理師学科 (1年制)
教育訓練給付制度 ※受講料の50%	最大支給金額 80万円	最大支給金額 40万円
資格取得後、1年以内に被保険者として雇用された場合 ※受講料の70%	最大支給金額 32万円	最大支給金額 16万円
合計金額(最大支給金額)	112万円	56万円

ハローワークでの手続きは原則として受講開始日の1か月前(2月末)までに終えておく必要がありますのでご注意ください。